

2022 年 5 月 16 日

厚生労働省九州厚生局鹿児島事務所  
所長 大隈 秋徳 殿

鹿児島県保険医協会  
会長 原口 兼明  
社保・学術部長 椎野 年治

**届出要件審査の当月中の実施と、  
医療機関への速やかな結果通知を求めます**

貴台におかれましては、国民医療の向上及び改善のため困難な業務にご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、4 月診療報酬改定におきまして、「外来感染対策向上加算」が新設されました。算定には、専任の院内感染管理者を配置し、連携医療機関とのカンファレンス等の参加など施設基準「告示」で 3 項目、「通知」で 17 項目もの要件が課されました。各医療機関においては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、日々の日常診療を行いつつ、地域医療のさらなる充実を願い、煩雑な届出準備作業を進め、4 月 20 日までに届出を行いました。

そのような中、当会会員から、4 月分診療報酬請求準備に際し、社会保険診療報酬支払基金の受付・事務点検結果ASPリストにより、エラーを確認し、厚生局へ届出が行われているか確認くださいとの表示に従い、貴事務所へ確認の連絡をした際、「届出受理が確認できないので、とりあえず請求してください。受理されないようでしたら査定されます。」という一方的で乱暴な回答であったと怒りの声が、当会へ寄せられております。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号）第 2 届出に関する手続き 7 の令和 4 年 4 月 20 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるとされており貴殿の対応が、当取扱いに則っているのか、甚だ疑念を抱かざるを得ません。

つきましては、5 月に入っても受理状況の把握が出来ない状況に強く抗議すると共に、要件審査の結果については、速やかに、各医療機関へ通知いただくよう改善を要望致します。

以上